

第1章

韓国のアクセシビリティと法制度

崔 榮 繁

はじめに

韓国の障害者が利用可能な建物や交通機関、情報についてのアクセシビリティ (accessibility)¹⁾ を促進する政策は1981年の「心身障害者福祉法」(심신장애자복지법)の制定がその出発点である(ペユンホ2017, 28)。1988年のソウルオリンピック・パラリンピックの開催を契機にソウルを中心にバリアフリー施設などの整備が行われたが、ごく限られたものであった。1990年代に入って民主化が進み、アクセシビリティの保障のための障害者運動が活発化したことなども背景となり、1997年に交通や建物、情報のアクセシビリティの推進に関する「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」(장애인·노인·임산부등의 편의증진보장에 관한 법률. 以下、「障害者等の便宜法」)²⁾ が制定され本格的なバリアフリー施設等

-
- 1) アクセシビリティ (accessibility) を、日本政府は障害者権利条約の公定訳で「利用の容易さ」と訳しており、韓国政府の公定訳では「접근성」(接近性)としている。「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されており、人が建物や交通機関、情報機器・サービスを円滑に利用できることの意である。それらを包括する意味で、本章では便宜上、アクセシビリティという言葉を使う。
 - 2) 直訳すると「障害者・老人・妊産婦等の便宜増進の保障に関する法律」となる。韓国では「障害者」を「障碍人」と表記するが、本章では日本の法律上使用されている「障害者」を訳に充てる。また、老人は高齢者、妊産婦は妊婦とした(本章の韓国語の日本語訳は崔)。

の整備がはじまった。2000年以降は障害者運動が大きな盛り上がりを見せ、2005年の「交通弱者の移動便宜増進法」(교통약자의 이동편의증진법, 以下、「交通弱者法」)や2007年の「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」(장애인차별금지 및 권리구제등에 관한 법률, 以下、「障害者差別禁止法」)³⁾の制定など、建物や交通機関だけでなく情報アクセシビリティも含めて法制度の整備が進んだ(ペユンホ 2017, 29-35)。また注目すべき制度として、公信力のある認証機関がバリアフリーの状況を評価し、バリアフリーの認証を与える「障害物のない生活環境(barrier free)認証制度」(장애물 없는 생활환경 인증 제도, 以下、「バリアフリー認証制度」)が2008年から試験事業で導入された。2009年には交通弱者法が、2015年には障害者等の便宜法が改正され、バリアフリー認証制度の法制化が完了し、制度が本格的に運用されている。日本では行われていない制度であり、詳細は後述する。さらに、2017年に文在寅(문재인)氏が大統領に選出されたことによる進展もみられる。文政権は同年7月、100大國政課題(100대 국정과제)を発表し、設定課題の42において「障害者の所得及び医療支援を通じた自立生活の向上」を掲げ、それに関連する大統領選挙公約においてユニバーサルデザイン環境の醸成を打ち出した(韓国障害者開発院2017, 93)。ユニバーサルデザインに関する取り組みが政府を挙げて始まっている。

現在の韓国のアクセシビリティに関する施策は、「障害者福祉法」⁴⁾や障害者等の便宜法と交通弱者法等を根拠とし、福祉サービスの提供や行政計画の立案や基準策定、目標値設定などの行政による推進制度と、特定の機関により認証を与えインセンティブによって事業者などが自主的にアクセシビリティの確保をめざすように誘導する制度、そして障害者差別禁止法に基づく権利保障型制度の3種類の制度、いわば、トリプルトラックアプローチで進めているともいえる。それに加えて、韓国手話言語法(한국수

3) 詳細は崔(2010)を参照。施行10年がたち大きな改正の動きも出てきている(国家人權委員会2017)。

4) 心身障害者福祉法が1989年に改正され、現行の「障害者福祉法」となった。障害者福祉サービス全般を規定する法律である。

화언어법. 以下, 「韓国手語法」) 等の制定により言語政策からもアクセシビリティを補完している。そこで本章では, 第1節で韓国の障害者全般の現況を紹介し, 第2節で, 建物や交通機関, 情報アクセシビリティの確保のために行う行政計画などを定めた施策推進に関する法制度と課題を述べる。そして第3節で, 個別分野の具体的な場面において, 障害を理由とする差別を禁止し, 正当な便宜 (정당한 편의 [合理的配慮]) の提供を義務づける権利法としてアクセシビリティを確保する障害者差別禁止法⁵⁾ の運用と課題を整理し, 第4節で特殊言語として韓国手語をろう者の公用語と定めた韓国手語法の運用と課題を検討する。そして, 全体のまとめとして最後に課題等を整理する。なお, 本章では, 手語通訳者派遣などの福祉サービスや交通弱者法の基準の詳細な内容には立ち入らない。

第1節 韓国の障害者の現況と法制度

韓国では障害を15の種別に分け, 障害の程度により重い障害から順に1級から6級まで区分する, 日本に類似した障害者登録制度がある。これは障害者福祉法に依拠した制度であり, 障害者として登録をすることで各種福祉サービスを受給することができるようになる。障害者福祉法上の障害者の定義は「“障害者”とは身体的・精神的障害で長年日常生活や社会生活において相当な制約を受ける者」(障害者福祉法2条)とされ, 障害者の種別(障害者福祉法施行令2条, 同施行規則2条)は, 肢体, 視覚, 聴覚, 言語, 知的, 脳病変, 自閉性(自閉症), 精神, 腎臓, 心臓, 呼吸器, 肝(臓), 顔面, 腸ろう・尿ろう(オストミー), てんかんの15種別である。

2014年末の登録障害者数は249万4660名であり(うち女性障害者は104万5582名), 韓国の総人口約5000万人に対する登録障害者の比率は約5.1%となっている。一方, 韓国政府は障害者福祉法第31条等の規定に基づ

5) 詳細は崔(2010), 日本語訳は崔(2011)。

いて3年ごとに行っている実態調査により、登録をしていない障害者も含めた障害者数の推定値を出しているが、2013年末現在で272万6910名の障害者がおり、うち116万2570名が女性であるとしている。この数値で

表 1-1 韓国の登録障害者数

(単位：千名)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
計	2,105	2,247	2,430	2,514	2,520	2,511	2,501	2,494	2,490
肢体障害	1,114	1,191	1,293	1,334	1,333	1,322	1,309	1,296	1,281
視覚障害	217	228	241	249	251	252	253	253	253
聴覚・言語	218	239	262	277	279	276	273	271	269
知的障害	143	147	155	161	167	173	179	184	190
脳病変障害	215	232	252	262	261	258	253	251	251
自閉性障害	12	13	14	15	16	17	18	20	21
精神障害	82	87	95	96	95	95	96	97	99
腎臓障害	48	50	54	57	60	63	67	70	74
心臓障害	14	15	15	13	10	8	7	6	6
呼吸器障害	14	15	16	16	15	14	13	12	12
肝障害	6	7	8	8	8	9	9	10	10
顔面障害	2	2	3	3	3	3	3	3	3
腸ろう・尿ろう (オストミー)	11	12	12	13	13	13	14	14	14
てんかん	9	9	10	10	9	8	7	7	7

(出所) 保健福祉省ウェブサイト(市、道 障害者登録現況資料。 http://www.index.go.kr/potal/main/EachDtlPageDetail.do?idx_cd=2768 2018年2月20日最終アクセス)。

は障害者は総人口に対して5.59%の比率となる。ちなみに日本の総人口に対する障害者手帳をもつ人の割合は6.7%とされている（内閣府2016, 192）。登録障害者の種別、年度別の推移については、近年、登録者は微減傾向にある（表1-1）。

第2節 アクセシビリティ確保のための施策を推進するための法制度

2-1 概要

施策推進の法制度には、建物の利用や情報へのアクセシビリティについて、バリアフリー施設の基準などを定めている「障害者等の便宜法」、公共交通機関や歩道におけるアクセシビリティについての計画の立案などを定める「交通弱者法」などがある。これらは具体的にバリアフリーの基準を定めている。たとえば低床バスの導入目標や、それに対する補助金の制度を定めて、障害者などが利用可能な建物や交通機関への転換を促す施策を推進するためのものである。また、これら両法を根拠としてバリアフリー認証制度が全国規模で実施されている。本節では両法の内容とバリアフリー認証制度について述べる。

2-2 障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律（障害者等の便宜法）

(1) 制定過程

障害者等の便宜法⁶⁾は1997年に制定され、その後何度かの改正を経て現在に至る。章はなく本則29カ条と附則1条からなり、所管省庁は保健福祉省⁷⁾である。同法は、公園、公共の建物や公衆が利用する施設、共同住宅、通信施設や、その他障害者等の便宜のためにバリアフリー施設の設

6) 略称は韓国政府機関である法制処の国家法律情報センターのウェブサイト参照 (<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=125557#0000> 2018年2月20日最終アクセス)。

置が必要な建物・施設およびその付帯施設において（7条）、障害者や高齢者などが障害のない人等と同等に施設等を利用できるようにバリアフリー化を行い、あるいは情報を保障するための基準を定めるものである。当初は交通機関、道路、旅客施設も対象に含まれていたが、これらは2005年に制定された交通弱者法に移管された。

同法の制定の経過は以下のとおりである（ペウンホ 2017, 29-35）⁸⁾。1994年、保健福祉省により「障害者便宜施設及び設備の設置基準に関する規則」⁹⁾が制定された。これは大きな意味をもつものではあったが法的拘束力がなく実効性に欠けていたため、より強い法的拘束力がある法律の制定への要求が高まった。障害者団体によるアクセシビリティの保障を求める運動が活発になってきたのである。1996年11月、当時の野党であった「新しい政治国民会議」が公聴会などをとおして「障害者・高齢者・妊婦



写真 1-1 地下鉄の車いすユーザースペース（筆者撮影）

-
- 7) 보건복지부。直訳すると「保健福祉部」であり韓国では政府機関の ministry を「部」とするが、本章では日本語の「省」を訳語に充てる。
- 8) 障害者等の便宜法と交通弱者法の制定の背景等については、2016年11月21日の（社団法人）障害物のない生活環境市民連帯事務所における事務総長（当時）のペウンホ（배윤호）氏への筆者によるインタビューと同氏が作成した研修資料（ペウンホ 2009）を参考している。

等の移動弱者の自由な社会的移動・アクセスと、社会的な情報へのアクセスを保障するための「アクセス保障基本法案」を提出し、当時与党の新韓国党が同年12月に「障害者及び老弱者の便宜増進に関する法律案」を国会に提出した。その後調整等を経て、翌年の1997年3月17日に現行の法律名である障害者等の便宜法として国会で採択され、翌年4月11日より施行された。法や施行規則は幾度か改正が重ねられ、とくに2015年に大きな改正が行われ、現在に至っている。

(2) 主な内容

まず、本法の目的として「この法は、障害者・高齢者・妊婦等が生活を営むことにおいて、安全で便利に施設や設備を利用し、情報にアクセスするように保障することにより、これらの社会活動の参画と福祉増進に寄与することを目的とする」と規定されている(1条)。第2条は用語の定義がなされている。「障害者等」とは、障害者や高齢者、妊婦など生活するうえで移動や施設の利用、情報へのアクセスに不便を感じているもの、としている。また「バリアフリー施設」について、障害者等が生活を営むうえで移動と施設利用の便利を図り、情報へのアクセスを容易にするための施設や設備、としている。バリアフリー施設設置の基本原則として「施設主は障害者等が公共の建物及び公衆が利用する施設を利用することにおいて、可能なかぎり最短距離で移動できるようにバリアフリー施設を設置しなければならない」(3条)としている。「アクセシビリティ」として「障害者等は人間としての尊厳と価値及び幸福を追求する権利を保障されるために障害者等ではない人たちが利用する施設と設備を同等に利用し、情報に自由にアクセスすることができる権利を有する」(4条)という権利規定を行っている。対象施設については上述したとおりであり第7条に規定

9) 同規則の制定は1993年12月20日であり、国連総会において採択された「障害者の機会均等化に関する標準規則」(“Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities” 国連総会決議48/96により採択)にどの程度影響を受けたのかを解明するのは今後の課題の1つである。ちなみに日本では1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が施行されている。

がなされ、第8条ではバリアフリー施設の設置基準について施行令で定めるとし、計4つの別表によって具体的に規定されている。また、バリアフリー施設の構造や材質については保健福祉省令で定めるとの規定がされている。その他、バリアフリー施設に対する指導、監督および設置計画の立案(10~12条)、設置支援(13条)、是正命令(23条)、履行強制金(24条)、罰則および過料・怠料(25~27条)などが定められている。なお、第10条の2から7では「障害物のない生活環境認証制度」(장애물 없는 생활환경인증제도)が規定されている。本改正は2016年8月から施行されているが、これについては、のちに若干触れる。

バリアフリー施設の設置対象は上述のとおり4つある。詳細をみると、「公園」には都市の大きな公園や住宅地域の公園だけでなく、国立公園や日本の県立公園などに該当する道立公園なども含まれる。「公共の建物」や「公衆が利用する施設」の「公衆が利用する施設」には、地域の生活施設や公共施設、医療施設、業務施設、運動施設、教育研究施設、宗教施設、宿泊施設、一般の公衆浴場、販売施設、運輸施設、放送・通信施設、葬儀施設、観光休憩施設などが含まれる。2005年には、理容院、美容院、医院なども含まれるようになった。近隣生活施設や業務施設は、障害者等の便宜法の施行令で定める一定面積以上の施設物のみが義務の対象となる。

また、義務化の対象が「整備対象施設」と「対象施設」の2種類に分類されている。「整備対象施設」は、建築年度に関係なく同法が定めたバリアフリー施設を設置しなければならない施設であり、対象施設は同法が定める公園や公共の建物、公衆が利用する施設や共同住宅や通信施設のなかで、1998年以後に新築や改築、増築や用途変更、大改修をした一定規模以上の施設を意味する。「整備対象施設」とは、横断歩道や地域の役場など公共業務施設(100㎡未満)、5つ以上の大便器を設置した公衆トイレ、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、総合病院、障害者の特殊学校、国や地方自治体の庁舎(100㎡以上)などである。当初は旅客自動車ターミナル、港湾施設および総合旅客施設、空港、(長距離)鉄道駅舎(急行以上が停車する駅)、都市鉄道駅舎が含まれていたが交通弱者法に移管された。これ

らの整備対象施設は、バリアフリー施設の設置について、2年から7年の猶予期間が設けられている。

罰則規定については、是正命令に従わない場合、500万ウォン未満の罰金を支払わなければならない、車いすなどを設置しない場合は100万ウォンの過料が科せられる。さらに資料の提出などに応じず、あるいは虚偽の資料を提出した場合、また検査を拒否した場合には200万ウォンの過料が科せられる。

さらに履行強制金が賦課される場合もある。履行強制金の50%は地方自治体が使用し、残りの半分はバリアフリー施設設置促進基金として使用されることになっている。履行強制金の額は、バリアフリー設備を設置しなかった場合、通常必要とされる人件費と資材費の20%、バリアフリー施設を設置するのに必要な階段の有効床面積等、必要な面積を確保しない場合には地方税法により当該対象施設に適用される1㎡当たりの課税時価標準額の20%に該当する金額に違反面積をかけた金額としている。また、宿泊施設においては、障害者用宿泊施設を設置しなかった場合には当該宿泊施設に確保されなければならない障害者用の客室数に相当する一般客室の年平均収入金額の20%の金額とされている。さらに、バリアフリー施設の維持や管理をしない場合、上記3つの規定による該当費用の10%とされている¹⁰⁾。

(3) 課題

本法において情報アクセシビリティについての規定はなされているが、行政機関や事業者が提供すべきサービスの内容を規定しているのか、法に定めている施設内における利用についての規定なのかが曖昧である。案内サービスと手語通訳サービスについて、障害者等の便宜法施行令を援用している障害者差別禁止法では、施設内における利用のみを規定するとしている。本来はバリアフリー施設のことだけを定めている法律ではないはずであるが、視覚障害者や聴覚障害者などが必要とする情報保障の部分が脆弱であり、同法がカバーするのは文字案内板や点字ブロック、非常点滅灯

10) 障害者等の便宜法施行令第12条の2。

等の避難設備などにすぎない。テレビや劇場等における字幕などの情報保障や音声案内などについて現在は別の制度で運用されているが、同法で整備されるべきである。

また、同法施行令や施行規則で定めるバリアフリー施設などの基準について、たとえば車いす利用のために確保する出入口の幅などが最近の電動車いすに合わなくなってきた等、時代にそぐわなくなっていることも挙げておく。この点については施行令や施行規則の改正がなされる模様である。

さらに実効性の点で、本法の所管省庁が保健福祉省であるということが課題である。障害者等の便宜法は福祉サービスについて規定する法律ではなく、建物などの施設物についてのバリアフリーを推進する法律であり、少なくとも建築物などを所管する省庁である国土交通省との共同管轄が望ましいと思われる。

2-3 交通弱者の移動便宜増進法（交通弱者法）

(1) 制定の背景

交通弱者法は2005年に制定され、翌年に施行された。同法の制定の背景には2001年以降の障害者団体による移動の権利を求める運動（移動権運動）が挙げられる。2001年1月、韓国鉄道公社（当時）水仁線のオイド（오이도）駅の、垂直型の昇降機（垂直型リフト）において車いすの利用者であった障害者の夫婦のうち1人が死亡、1人が重傷を負うという事故が発生した。事故の原因は昇降機を維持するロープが切れた、ということだが、設置基準があいまい等といった複数の理由で、死亡事故でありながら韓国鉄道公社や建設交通省（건설교통부（当時））、保健福祉省など、どの機関も責任をとらず、裁判においてもどこにも責任がないという判決が下った。これに対して障害者団体は、障害者便宜施設促進市民連帯（以下、「便宜施設連帯」。現在は「障害物のない生活環境市民連帯」に団体名を変更）を事務局団体とした「オイド駅障害者垂直型リフト墜落惨事対策委員会」（オイド対策委）を結成し、事故原因の調査や今後の対策を要求する活動を行った。しかし、保健福祉省は建設交通省や鉄道公社の所管である

とし、一方で建設交通省はバリアフリー施設は保健福祉省の管轄であるとして、たがいに責任を認めなかった。そこで2001年4月に「障害者移動権の争奪のための連帯会議」(장애인이동권 쟁취를 위한 연대회의, 以下、「移動権連帯」)が発足し、障害者の交通機関などのアクセシビリティ保障運動が本格化する。移動権連帯には60余りの団体が加盟し、地下鉄駅のエレベーター設置やノンステップバスの導入、障害者等の便宜法の改正などを求めて激しい運動を展開した。この結果、首都であるソウル市は地下鉄駅のエレベーターの設置やノンステップバスの導入などの成果があったが、同市に限定されたものであり、ほかの地域へ広がることはなかった。また障害者等の便宜法の改正についても、管轄省庁の保健福祉省はバスなどのアクセシビリティを強制する手段がないということで、成果を上げることができなかった。

そこで、交通機関などに強制力のある新法制定運動がはじまり、便宜施設連帯や政党、法律専門家によって、日本で2000年から施行されている「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」)やアメリカの「障害をもつアメリカ人法」(ADA)の第2編を参考に韓国の実態を反映させた「障害者・高齢者・妊婦等の交通手段の利用及び移動保障に関する法律案」が作成さ



写真 1-2 地下鉄の障害者用トイレ (筆者撮影)

れた。2004年、建設交通省はこの法案をもとに「交通弱者の移動便宜増進法案」を作成し、さらに、移動権の保障規定、ノンステップバスの導入の義務化、予算支援などの内容を追加した交通弱者法が2005年に制定されるに至った。

(2) 主な内容

交通弱者法は全6章、34カ条の条文、5カ条の附則からなり、鉄道やバス、航空機や船舶などの交通手段、旅客施設、道路などの分野のバリアフリーを推進する法律である。第1章「総則」(1~5条)、第2章「交通弱者移動便宜増進計画」(以下、「移動便宜増進計画」。6~8条)、第3章「移動のバリアフリー施設の設置基準等」(9~17条)、第4章「歩行優先区域」(18~24条)、第5章「補則」(25~30条)、第6章「罰則」(31~34条)という構成になっている。

第1章の総則は同法の目的について「交通弱者が安全で便利に移動することができるように交通手段、旅客施設及び道路に移動便宜施設を拡充し、歩行環境を改善し、人間中心の交通体系を構築することにより、交通弱者の社会参画と福祉の増進に寄与することを目的とする」(1条)と規定している。「交通弱者」は「障害者、高齢者、妊婦、嬰幼兒を同伴した人、子供等、日常生活で移動に不便を感じる人」と広範な定義がなされている(2条)。また、注目すべきものとして「移動権」(이동권)が以下のように規定されている。「交通弱者は人間としての尊厳と価値及び幸福を追求する権利を保障されるため、交通弱者ではない人が利用するすべての交通手段、旅客施設及び道路を差別なく安全かつ便利に利用し、移動することができる権利を有する」(3条)。この権利規定が具体的な権利を定めたものか否かは明確ではないが、さまざまな機関や団体がさまざまな場面で「移動権の保障」という用語を使用しており、抽象的にはあるものの、韓国社会において障害者等の移動の権利という概念が浸透してきた1つの理由となっていると思われる¹¹⁾。

11) たとえば、全国紙である中央日報のウェブニュースでも「障害者も故郷に帰りた
い—移動権保障を求める—」といった記事がある ([http://news Joins.com/article/
21181486](http://news Joins.com/article/21181486) 2018年2月20日最終アクセス)。

第2章の移動便宜増進計画は、国土交通省と地方自治体に対して5カ年計画の立案を義務化しているのが特徴である。計画の内容は移動の便宜増進の基本方向および目標やバリアフリー施設の実態調査ならびに改善や拡充に関する事項、歩行環境の実態ならびに改善や拡充に関する事項、ノンステップバスの導入に関する事項などが含まれる。2017年から2021年までの第3次計画が2016年末に立案されており、概要を後述する。

第3章は移動のバリアフリー施設の設置基準等についてであり、交通弱者法の対象施設を交通手段、旅客施設、道路と定めている(9条)。交通手段と道路は障害者等の便宜法の規定を移管したものである。バスや都市鉄道車両についての利用保障については、路線バスの場合、一定台数のノンステップバスを運行する者に優先的に路線旅客自動車運送事業の免許を交付するなどのインセンティブを与えている(14条2項)。ノンステップバスを導入する交通事業者に対しては、国土交通省と地方自治体から補助金が出されることになっている(14条4項)。特別交通手段については、基礎自治体の長に対し導入義務が定められている(16条)。

第4章では歩行優先区域について、基礎自治体の長は歩行優先区域を指定することができ、指定および維持管理のための計画を立案しなければならないと規定されている。

第5章では、交通弱者の数字や現状、交通弱者の移動の実態、バリアフリー施設の設置や管理の実態、歩行環境の実態などの実態調査の義務を国に課している(25条)。また研究・開発の促進(26条)、報告や検査などについて規定されている(28条)。さらに、交通事業者が交通弱者法を遵守しなかった場合、地方自治体の交通行政機関が1年以内の期間を定め、是正命令を出すことができる旨の規定がされている(29条)。

罰則については、是正命令に従わない場合には1000万ウォン以下の罰金に処する旨の規定(31条)、第28条に規定する報告や資料提出に応じない、あるいは、虚偽の報告をした場合には200万ウォン以下の過料を科する旨の規定が設けられている(33条)。

なお、交通弱者法上の便宜施設等の設置基準は国土交通省が作成した「交通弱者の移動便宜施設の設置・管理マニュアル」(교통약자 이동편의시

설 설지·관리매뉴얼) であり, 最新版が 2016 年 12 月に出されている¹²⁾。

(3) 交通弱者法の実施の現状

同法に定める「交通弱者」の現状と課題について, 国土交通省が出した「第 3 次移動便宜増進計画 (2017~2021)」を手掛かりにみることにする。交通弱者の総数については, 障害者, 高齢者, 妊婦, 嬰幼児同伴者, 子供等を足したものが総計となり, 韓国の総人口 5152 万人のうち 25.7% に当たる 1323 万人とされている。そして, 2021 年までに年平均 2.3% 増加し, 約 1500 万人に達すると予測されている。とくに韓国は高齢者の比率が高い。2017 年における全人口の 14% は高齢者であり, 高齢化社会とされる。

移動のためのバリアフリー施設の設置実態について, 交通手段, 旅客施設, 歩行環境の 3 つが, 交通弱者法の基準に適合しているか否かという点については, 交通手段が 77.4%, 旅客施設が 67.8%, 歩行環境が 72.2% 適合する (詳細は表 1-2 参照)。交通手段のなかでは, 基準適合率は航空機が 98.7% で一番高く, 鉄道車両が 93.8%, 都市鉄道および電鉄車両 91.7%, バスが 85.3%, 旅客船が 17.6% となっており, 航空機と鉄道車両の不

表 1-2 交通弱者 移動バリアフリー施設の設置および管理実態
(単位: %)

区 分	基準適合	基準未適合	未設置
交通手段	77.4	7.0	15.6
旅客施設	67.8	8.9	23.3
歩行環境	72.2	12.3	15.5
平 均	72.5	9.4	18.1

(出所) 国土交通省 (2016, 14 の 〈표 [表] 3-7) をもとに筆者作成。

12) このマニュアルは, 交通手段 (バス, 鉄道車両, 都市鉄道車両・広域鉄道, 航空機, 船舶), 旅客施設 (歩行アクセス路, メイン出入口, 障害者専用駐車区域, 通路, スロープ, エレベーターなど 18 種), 道路施設 (交通弱者が通行できる歩道や音響信号機など 5 種), 歩行優先区域 (横断施設など 3 種) についてのガイドラインや数値を示している。内容の紹介は省く。

便さはほぼなくなっている段階である。旅客船の低さが際立っているが、建造年数がたっている古い船舶が多いのが理由である（国土交通省 2016, 15）。

満足度の調査では、交通弱者の満足度とそれ以外の一般の人の満足度を分けたデータを出している。交通手段については、一般の人は72点で交通弱者は63点、旅客施設については、一般の人が69点で交通弱者が60点、歩行環境については、一般の人が66点で交通弱者が56点であった（国土交通省 2016, 14〈丑[表] 3-9〉）。交通弱者とそれ以外の者を比較して交通弱者の満足度が低く出ているのは当然のことと思われる。また、交通弱者も法律上多様であり、障害者とそれ以外の交通弱者の差もあると思われるが、そこまでのデータは示されていない。

(4) 課題

以上、交通弱者法の課題としては交通弱者の範囲が広いこと、障害者の視点に立った場合、基準が甘く設定される恐れがある。上記の満足度も交通弱者の種別ごとの満足度が明確でないため、高齢者が交通弱者のうちの多くを占めるなかで、障害者の満足度はより低いのではないと思われる。さらに、障害者のなかでも障害種別によっても満足度は変わってくるため、正確な指標とするためには工夫が必要となっていると思われる。

国民の支持を受けて施策を推進するうえでは、交通弱者という枠は効果的かもしれないが、移動に一番困難を抱える者に焦点をあわせるべきである。交通弱者法の基準は、障害者差別禁止法第19条（移動及び交通手段等における差別禁止）の第4項に規定する正当な便宜供与義務の内容と連動されているため、差別禁止の観点からも交通弱者法の基準は大きな影響を及ぼしている¹³⁾。

なお、法律によって策定が義務づけられている移動便宜増進計画の策定過程に障害当事者の参画が保障されていないことも問題である。これは行政機関によって立案されるものだが、基準の策定に当事者参画は欠かせない。

第3次移動便宜増進計画では、交通弱者の移動権の強化のために都市交通機関において、鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入が進

められていることが記されている。交通弱者、とくに車いす利用者の、都市間、地域間の移動のための公共交通機関は、鉄道のみが利用可能な状態であり、都市間バスや長距離バスの利用が不可能ななか、鉄道不在地域においては移動が困難な状況にある。これに対応するため、リフトバスの導入などの検討が進められている（国土交通省 2016, 6-7）。リフトバスの導入については、2020年に試行事業を行う予定であり、障害者団体や事業者との調整が行われているとされる。しかし、予約制にするのか否か、リフト設置によって座席数が減少する不利益に対する事業者への補償、高速道路の休憩所の駐車場所など課題が多く残されている¹⁴⁾。

2-4 バリアフリー認証制度

(1) 制度の概要

バリアフリー認証制度は、国が認める7つの機関によって当該施設や建物などがバリアフリーであるとの認証を受ける制度である。国によって認められた権威ある機関が認証することで、事業者や建築主にインセンティブを与え、建物や公園、歩行環境などのバリアフリー化を促す制度である。当制度の法的根拠は、障害者等の便宜法第10条の2、交通弱者法第17条の2、国土交通省と保健福祉省の共同省令である「障害物のない生活環境認証に関する規則」（장애물 없는 생활환경 인증에 관한 규칙）である。

認証の対象は、地域、道路、公園、旅客施設、建築物、交通機関と多岐にわたる。地域とは市・郡・区ならびに邑・面・洞¹⁵⁾、および10万㎡以

13) 障害者差別禁止法施行令第13条（移動、交通手段等の正当な便宜供与の適用対象及び正当な便宜の内容）

①法律第19条8項により、交通事業者・交通行政機関が障害者の移動及び交通手段等の利用に必要な正当な便宜を提供しなければならない適用対象は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表1に従う。

②法律第19条8項による正当な便宜の内容は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表2に従う。

③省略。

14) 2016年11月23日、2017年11月27日の2回にわたり国立交通研究院において実施した、国立交通研究院総合交通本部パクサンウ(박상우) 研究員への筆者によるインタビュー。

上の事業所のことを指す。たとえば地域は、地域内の施設間の連携性や歩行環境の便宜性と安全性などが、建築物は建物へのアクセスやエレベーター、案内施設などの便宜性と安全性が認証基準の対象となる。最優秀等級、優秀等級、一般等級の3段階に分けて認証し、認証の期間は5年である。2017年11月現在、認証機関は、韓国障害者開発院、韓国土地住宅公社、韓国障害者雇用公団、韓国生産性本部認証院、韓国鑑定院、韓国環境建築研究院、韓国教育緑色環境研究院の7つの機関である（保健福祉省2017）¹⁶⁾。

この制度の特徴は、障害者等の便宜法第10条の2第3項に該当する建築物に対しては認証を受けることが義務化されている点である。また、認証の対象範囲が広いことも特徴であり、このようなバリアフリー認証制度は世界でも珍しいとされる¹⁷⁾。

(2) 制度導入の経緯と現況

バリアフリー認証制度は、2005年の交通弱者法の制定を受けた形で2008年に国土海洋省（국토해양부、当時。現在の国土交通省）が「バリアフリー認証制度施行指針」を作成した試行事業が始まりである。2009年にはバリアフリー認証制度を法定化するため交通弱者法が改正され、翌年には関連する箇所について同法施行令が改正された。先に述べたように同制度は障害者等の便宜法と交通弱者法の2つの法律が根拠法となっているが、交通弱者法が管轄する分野から推進されてきた。2015年、バリアフリー認証制度の導入のための障害者等の便宜法の改正がようやくなされ、現在、下部法令である同法施行令と同法施行規則が改正される予定となっている（保健福祉省2016）。改正の内容は宿泊施設のバリアフリールームの全客室数に対する設置比率を0.5%から1%に引き上げることや新築建

15) 邑・面・洞は日本の町や村などに当たる行政区域の名称である。

16) バリアフリー認証制度については、政府が運用する統合されたホームページではなく各認証機関の個別のサイトで紹介されている。本章では以下、障害者開発院のホームページのサイトを参照（<https://bf.koddi.or.kr/index.aspx> 2018年2月20日最終アクセス）。

17) 2017年11月23日の筆者によるペユンホ（배윤호）氏へのインタビュー。

造物への傾斜式リフト設置の制限¹⁸⁾ など、バリアフリー化を推進する内容となっている。

2017年8月現在、認証を受けている施設等の総数は720件である。このうち、竣工段階、使用承認の段階にある本認証が143件であり、残りは設計段階や建築許可段階である予備認証である。この720件のうち707件が建築物（本認証は139件）、12件が旅客施設（同4件）、1件が道路である。等級別では最優秀等級が30件（本認証10件）、優秀等級が633件（同129件）、一般等級が57件（同4件）となっており、認証数が一番多い認証機関は韓国障害者開発院の400件である（保健福祉省2017）。これらのデータからみると同制度の普及が急速に進んでいると思われる。

(3) 課題

認証の基準ともなる交通弱者法と障害者等の便宜法の基準が現在の技術水準に達していないという指摘がある。電動車いすの普及などで基準自体を見直す必要があるということである。とくにこの2つの法律の基準は障害者差別禁止法の正当な便宜提供義務における基準ともなっており、早急に見直す必要がある。交通弱者法によって定められた第3次移動便宜増進計画でもその点について設置基準の見直しを2020年までに行うこととしている（国土交通省2016, 59）。

2-5 情報アクセシビリティ施策

(1) 障害者放送と法制度

情報アクセシビリティ施策の推進に関連する主な法律は、障害者福祉法、「放送法」（방송법）、「国家情報化基本法」（국가정보화기본법）、および、上述した障害者等の便宜法、ならびに、後述する障害者差別禁止法等である。

障害者福祉法の第22条（情報へのアクセス）（정보에의 접근）は、国と自治体に対して電気通信・放送施設などにおけるアクセシビリティの改善

18) 垂直移動が必要な建築物について、安易に車いす用のリフトを設置するのではなくエレベーター設置を誘導する意図があると思われる。

の努力義務を課し、国や自治体が民間の事業者に対し、放送番組において聴覚障害者に対する韓国手語やクローズド・キャプション¹⁹⁾、視覚障害者に対する画面解説や字幕解説を放映するよう要請する義務を課している。

また放送法第69条では放送事業者に対して、障害者の視聴を可能にするため韓国手語、クローズド・キャプション、画面解説等を利用した放送をしなければならない、と義務づけをしている。上記放送を行う場合、大統領府直属の組織である「放送通信委員会」(방송통신위원회)²⁰⁾が必要な経費の全部または一部を支援できると定められている。財政支援を放送通信委員会が行うことを定めている重要な条項である。これに関連して放送通信委員会は2011年に「障害者放送の編成及び提供等、障害者の放送アクセシビリティの保障に関する公示」(장애인방송 편성 및 제공 등 장애인 방송접근권 보장에 관한 고시, 以下、「放送アクセシビリティ公示」)を定めた。韓国手語、クローズド・キャプション、画面解説や字幕解説をまとめて「障害者放送」と定義し(2条)、放送法第69条や障害者差別禁止法第21条3項、両法の関連施行令に従い、障害者放送の対象事業者や編成比率、提供基準などを定めている。以上のとおり、韓国における障害者放送の実施については、障害者差別禁止法上の正当な便宜の供与も含めて、財政的措置やその基準の設定などを行う放送通信委員会が重要な役割を果たしているということになる。

(2) 障害者放送の実施状況

放送アクセシビリティ公示では、障害者放送の提供義務について事業者を「必須指定事業者」と「告示義務事業者」の2つの類型に分けて目標値を定め義務づけを行っている(同公示6条ならびに7条)。「必須指定事業者」とは地上波放送事業者や放送チャンネルを使用する衛星放送事業者で

19) テレビ放送で、とくに聴覚障害者向けに、音声・せりふなどを字幕化したもの。専用アダプターにより不要の場合は消すことができる字幕システム。

20) 放送通信委員会は1981年設立された「放送委員会」の後継組織として2008年に大統領直属の機関として設置された。大統領から委嘱を受けた9名の委員で構成される。放送・通信に関する政策立案などを行う。ホームページのURLは <http://www.kocsc.or.kr> (2018年2月20日最終アクセス)。

あり、「告示義務事業者」とは地域のチャンネルを運用する有線放送の事業者であり、インターネット・マルチメディア・コンテンツ放送の事業者が含まれる（5条）。

2016年度の実績として、必須指定事業者の場合、地上波放送事業者の字幕放送の目標値は認定された放送の100%（衛星放送事業者は70%）、画面解説放送は10%（同7%）、韓国手語通訳放送は5%（同4%）とされている。また、告示義務事業者については字幕放送の目標値が70%、画面解説放送が5%、韓国手語通訳放送が4%となっている。これら3種類の障害者放送の内容のうち、いずれかの目標を達成できていない事業者は必須指定事業者と告示義務事業者総数134の事業所のうち6つの事業所にすぎない²¹⁾。

(3) その他電話リレーサービス等

韓国では聴覚障害者や言語障害をもつ者が、電話を使用する際、中継を通じて映像（韓国手語）や文字、音声による双方向の電話リレーサービスが行われている²²⁾。「電気通信事業法」（전기통신사업법）に基づいて、科学技術情報通信省（과학기술정보통신부）の関連機関である韓国情報化振興院が民間に委託する形で、「107 ソンマルイウム（手話耳音）センター」（손말이음센터）が中継センターとして運営されている。電話で、局番なしで「107」とかけると、韓国全国どこからでも24時間電話リレーサービスを利用することができる。2007年に制定された障害者差別禁止法が2010年に改正され、24時間の運用が実現した。

ウェブ・アクセシビリティについては、科学技術情報通信省が所管する国家情報化基本法が第32条の1で、国家機関等に対してインターネットを通じた情報やサービスを提供する際に障害者等が簡単にウェブサイトを利用できるようアクセシビリティを保障しなければならないことを義務づ

21) 2017年に放送通信委員会より出された障害者放送提供実績資料「2016年度障害者放送編成義務評価結果」（2016년도 장애인방송 편성 의무 평가 결과）による。

22) 韓国では「通信中継サービス」（통신중계서비스）という。以下、韓国情報化振興院107ソンマルイウム（手話耳音）センター（손말이음센터）のURLを参照（<https://www.relaycall.or.kr/home/main1.asp> 2018年2月20日最終アクセス）。

けている。一方、民間事業者に対しては努力義務となっている。また、同法ではウェブ・アクセシビリティの品質を認証する制度を定めている（同条2～5）。現在の認証の状況は、認証の総数が4466件、そのうち同法に基づく国家認証は3655件となっており、それ以外は同法施行以前の認証である²³⁾。この認証審査の基準は科学技術情報通信省が定めた標準審査指針である「韓国型ウェブコンテンツアクセシビリティ指針2.1 (KS X OT0003)」(한국형 웹 콘텐츠 접근성 지침 2.1 (KS X OT0003))である。

2-6 小括

韓国の建築物や交通機関、情報アクセシビリティを推進する法制度は1990年代後半以降、急速に整備されてきた。とくに2005年の交通弱者法と2007年の障害者差別禁止法の制定以降、それ以前と比較して交通機関や情報アクセシビリティの発展は刮目するものがある。交通弱者法による便宜増進五カ年計画などの行政計画以外に、さまざまな認証制度を導入し、障害者差別禁止法における合理的配慮や行政計画ではカバーしきれなかった部分について、国家の権威に基づく認証によって、事業者等にインセンティブを与える形で推進されていることがわかる。しかしながら課題も多い。障害者等の便宜法や交通弱者法におけるバリアフリーの基準の問題がある。たとえば交通弱者法上の高齢者や妊婦も含まれる交通弱者という比較的広い概念をもとにした基準整備や満足度の調査結果は、最も移動の困難を抱える重度の身体障害者の実際のニーズや感覚とかけ離れたものになることは想像に難くない。

次節では、上記の法制度と同様に、アクセシビリティの確保において大きな法的支柱となっている障害者差別禁止法によるアクセシビリティの確保について検討する。

23) ウェブ・アクセシビリティの品質認証制度についての情報を発信している Web Watch のホームページを参照 (http://www.webwatch.or.kr/Situation/WA_Situation.html?MenuCD=110 2018年2月20日最終アクセス)。

第3節 障害者差別禁止法

3-1 アクセシビリティ関連条項

障害者差別禁止法は、2007年に国会で成立し、2008年4月11日に施行された。施行から2016年末までの10年間に国家人権委員会に申し立てられ、処理された障害差別事件は1万77件であり、そのうち実際に調査対象となったのは4608件に上る。調査対象のうち差別行為と判断され勧告がなされた案件が383件、調査中解決案件が2335件であり、そのうち調査途中で解決し取り下げられた案件が645件、合意終結案件が355件、国家人権委員会の調停成立案件が5件となっている（チョンホギョン 2017, 81）²⁴⁾。

ここでは同法の概要と同法のアクセシビリティに関する最近の動向を検討する。

6章、全50カ条と附則からなる同法では、第1章の総則において直接差別と間接差別、正当な便宜供与（合理的配慮）の拒否、不利な待遇の表示・助長を直接行う広告あるいは効果という、障害を事由とした4つの類型の差別を禁止している（4条）。障害の過去の経歴や推測されることを理由にした差別を禁止し、同法の適用範囲を拡大しているのが特徴である（6条）。障害者差別禁止法では合理的配慮は「正当な便宜」（정당한 편의）とされ、「正当な便宜」とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参加することができるように、障害者の性別、障害の種類及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な諸般の手段と措置をいう」（2項）と定義されている。なお、正当な事由がある場合はこれを差別とはみなさない（3項）。

各則を定める第2章のアクセシビリティに関連する条文は、第18条から第21条となる（資料1-1）。第18条（施設物アクセス・利用の差別禁止）

24) チョンホギョン（정호균）氏は2018年2月現在、国家人権委員会障害政策チーム長である。

の第3項と第4項では、正当な便宜供与の拒否を禁止し、正当な便宜の基準は前述の障害者等の便宜法の別表2によるとしている。第19条は移動および交通手段等における差別禁止についてであり、正当な便宜供与の判断は交通弱者法のバリアフリー基準に従うとする。第20条は情報通信・意思疎通における差別禁止である。第21条は情報通信・意思疎通における正当な便宜供与義務を定めている。

障害者差別禁止法上の救済機関は国家人権委員会であり、被申立人による国家人権委員会からの勧告の不履行時には法務大臣が是正命令を出すことができる。

3-2 申立ての状況と国家人権委員会による判断例

国家人権委員会の差別案件の差別事由は、障害以外に、性的ハラスメント、年齢、身分、学力、出身地、民族などさまざまある。そうしたなか2016年の申立て案件では、総数2434件のうち、障害差別が1492件と61.3%を占めた（国家人権委員会2017, 145）。障害を事由とする差別の申立て案件の比率が大きいことがわかる²⁵⁾。このうちアクセシビリティに関連する障害者差別禁止法第18条から第21条の申立て件数は、施設物（建築物など）のアクセシビリティ分野117件（公共部門は46件、民間部門は71件）、移動および交通手段分野58件（公共部門は39件、民間部門は19件）、情報アクセシビリティ・意思疎通分野160件（公共部門は27件、民間部門は133件）となっている（国家人権委員会2017, 156）。

具体的な事例としては、たとえば、車いすを利用している障害者が、ある自然休養林を利用するために、車いす利用者でもほかの観光客に供している車両に搭乗できるよう被申立人である自然休養林の管理者に対して申し立てた案件では、リフト等の乗降装置の装着などの正当な便宜の提供の方策を準備すべきとの勧告が出され、現在対応が検討されている（16陳情0275500）。そのほか、視覚障害者が、モバイル環境における本人確認手続

25) この理由としては、障害以外の差別事由については国家人権委員会法によって包括的に差別を禁止している一方で、障害については障害者差別禁止法という単独の差別禁止法があるためである。

を利用できるよう適切な手段を提供する勧告が出された案件（14 陳情 0887600/14 陳情 0887500）などがある（国家人権委員会 2017, 192-193）。

3-3 小括

申立て事案の解決状況などからみれば、制定から 10 年を迎えた障害者差別禁止法は障害者への差別是正にそれなりの役割を果たしていると思われる。しかし課題も指摘されている。現行障害者差別禁止法は、すべての生活領域において障害者への差別を禁止しているが、障害種別ごとの正当な便宜についての具体的な規定がされていないこと、現実問題として小規模の事業所に雇用されている障害者の権利がまだまだ改善されていないこと、障害者差別禁止法に抵触する法律が存在すること、障害者の物理的なアクセシビリティにおいて障害者等の便宜法や交通弱者法の細部基準をそのまま判断の根拠とし、急速な社会の変化に対応していないことなどが課題とされる（チョンホギョン 2017, 81-82）。物理的なアクセシビリティ以外に情報通信技術（ICT）の進歩の速度も速く、既存の法律の基準を、提供されるべき正当な便宜の内容としてそのまま援用することは妥当でない。これらの基準はさまざまな規模の事業者があるなか、あくまでもすべての事業者が順守すべき最低の基準として認識されるべき性質のものである。これらの基準以上の配慮ができる事業者にまで最低基準の履行で免ずることは、正当な便宜、すなわち合理的配慮の本来の趣旨にそぐわない。

第 4 節 特殊言語に関する法律

4-1 韓国手話言語法

(1) 制定過程

2007 年に成立した障害者差別禁止法は大きな意義をもつが、たとえば、手話通訳者の使用には 7 日前までに申請すべき旨が規定されているなど課題も多い（障害者差別禁止法施行令 14 条 4 項）。障害者権利条約第 2 条において手話を言語として解釈できる定義がなされたこともあり、すでに

2008年には韓国ろう協会が中心となって当時の与党であるハンナラ党の議員とともに「手語関連法制研究および推進委員会」が作られ、手話言語法制定に向けた懇談が重ねられている。しかし、手話言語法制定の運動が本格化したのは2011年、ろう学校と寄宿舎の虐待問題を映画化した「トガニ 幼き瞳の告発」によって、ろう児・者の問題が社会に大きな反響を巻き起こしてからである。2011年に保健福祉省の登録団体が中心となる「手話言語の権利の獲得のための共同対策委員会」（手話協対委）、2012年に保健福祉省登録団体が中心となる「手話基本法連帯」（のち「手話言語法連帯」）が結成されるなど、障害者団体による運動が本格的に始まった。

こうした動きを受けて、2012年11月に正義党のチョンジンフ議員、与党セヌリ党のイェリサ議員が「韓国手話言語法案」（2012年12月）を発議するなど、制定までに4つの法案が議員により発議された。これらの内容が公聴会を経て調整され、法律となった。こうして、2015年12月31日に韓国手話言語法が成立し、2016年8月2日には施行令が採択され、8月4日に施行された²⁶⁾。

(2) 主な内容

韓国手話言語法は全4章20カ条と3カ条の附則からなり²⁷⁾、所管省庁は文化体育観光省（문화체육관광부）である。第1章「総則」（1～5条）、第2章「韓国手語発展基本計画」（以下、「基本計画」）（6～9条）、第3章「韓国手語の発展及び普及」（10～18条）、第4章「補則」（19～20条）という構成になっている。

第1条（目的）では、「韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させること」を目的とするとしている。第2条は基本理念を定めており、韓国手話言語（以下、「韓国手語」）が韓国のろう者の公用語であること、ろう者等が韓国手語の利用により差別を受けないこと、韓国手語により教育を受

26) 韓国手話言語法の制定過程についてはキムチョルフアン（2015, 7-14）を参照。

27) 日本語仮訳は全日本ろうあ連盟のURLを参照（訳は崔。http://www.jfd.or.jp/info/2015/20160223-korea-sgh.pdf 2018年2月20日最終アクセス）。

ける権利を有する旨を規定している。第3条は定義規定であり、「韓国手語」を韓国のろう文化のなかで視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語、「ろう者」を聴覚障害を有する者で、ろう文化のなかで韓国手語を日常語として使用する者、「ろう文化」をろう者としてろうアイデンティティと価値観を基盤とする生活様式の総称、「ろうアイデンティティ」をろう者として有する自己同一性、とそれぞれ規定している。第4条の国と地方公共団体の責務では、「国と地方公共団体は、この法律の解釈・適用において、『障害者権利条約』の内容と趣旨に符合させなければならない」(3項)という興味深い規定がなされている。

国は、基本計画を韓国手語関連の専門家の審議を経て、5年ごとに立案・施行する義務を負い(6条)、国や市道の長は、基本計画に従って、毎年韓国手語発展施行計画を立案・施行しなければならない(7条)。

韓国手話言語法の内容において重要なのが、手話言語の研究や教育が規定される第3章である。韓国各地の手話をろう者の公用語としての韓国手語に統一し、ろう者に普及を図ることが本法の目的の1つだからである。国と地方公共団体は、ろう者等の家族に対して支援し(12条)、国は、韓国手語の使用促進および普及のため、公共機関および韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定し(14条)、その運営に必要な経費を予算の範囲で支援することができる(14条3項、4項)。国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し手語通訳を支援しなければならないとされ(16条1項)、国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業訓練、労働等の職業活動全般への手語通訳支援をしなければならないとする支援義務を規定している(同条2項)。

4-2 点字法の概要

韓国手語法の制定直後である2016年5月に点字法(점자법)が成立し、2017年5月から施行されている。韓国手語法をほぼ踏襲した形となっており、全4章20カ条と2カ条の附則からなることも同じであり、所管省庁も文化体育観光省である。構成は、第1章「総則」(1~6条)、第2章「点字発展基本計画」(7~10条)、第3章「点字使用の促進及び普及」(11~

18条)、第4章「補則」(19~20条)からなる。

本法の目的は「点字及び点字文化の発展と保全の基盤を準備し、視覚障害者の点字使用の権利を伸長し、生活の質を向上させること」とされている(1条)。「『点字』とは視覚障害者が触覚を活用し自分で読むことができるようにもり上がる点を一定の方法により調査した標記文字」をいう(3条)。図形や絵などを触覚で認知することができるよう制作された触覚資料を含む。また、点字はハングルとともに韓国において使用する文字であり一般活字と同一の効力を備えると規定され(4条1項)、文字としての法的地位を獲得したことになる。点字使用の促進および普及については、公共機関等は、点字関連の専門人材に資格を付与することが可能であると規定している(18条)。

4-3 小括

韓国手語法と点字法の成立は、2014年10月に障害者権利条約の条約体である国連の障害者権利委員会(Committee on the Rights of Persons with Disabilities)から韓国政府に出された総括所見(UN 2014)の内容を実施したものといえる。パラグラフ42で韓国政府に対し、韓国手語を公式言語として承認し、点字を韓国の公式文字として認める法案の採択を勧奨している。韓国手語を言語としたこと、点字を文字としたことは障害者にとって大きな意義をもつ。

これら2つの法律は、文化体育観光省が所管省庁であるが、2016年9月、関連機関である国立国語院の特殊言語振興課が法の運用などを行う担当部署として新設された。2017年9月には文化体育観光省と関係部署より「第1次韓国手語発展基本計画2018~2022」(제1차 한국수어발전기본계획 2018~2022)が策定され、そこでは三大重点課題として、韓国手語能力の向上と普及、韓国手語関連制度の安定的運営の基盤づくり、韓国手語使用環境の改善のための基盤構築が挙げられている(文化体育観光省・関係部署合同2017, 10)。

とくに韓国手語法についての課題として、韓国民の公用語ではなく、ろう者の公用語とされたことが挙げられている。どのように一般社会に普及

させるのか、韓国手語を使わない者に対し言語として広報、認知させるのか。研究や教育中心の法律であるが、実生活上、言語としてどこまで保障されるのか、福祉サービスとして提供されている手語通訳士などの社会資源はどれだけ増えるのかも注目すべき点である。

おわりに

韓国のアクセシビリティに関する施策は、1990年代以降、急速に発展してきたことは間違いない。障害者福祉法や障害者等の便宜法と交通弱者法、放送法や国家情報化基本法などを根拠として福祉サービスの提供や行政計画の立案や基準策定、目標値設定などによる制度、これらの法律の基準を利用しながら特定の機関により認証を与え、インセンティブによって事業者などが自主的にアクセシビリティの確保をめざすように誘導する制度、そして障害者差別禁止法に基づく権利保障型制度の3種の制度、いわばトリプルトラックアプローチでこれを進めているといえる。そしてこれに加え、手話を言語とし点字を文字と規定し、普及や啓発を行う言語政策的なアプローチによってアクセシビリティの確保を補完している。さらに国際人権法上の自由権的権利と社会権的権利の不可分性、相互依存性という点からみると、障害者権利条約第20条や第21条等の権利の韓国内での実施については、建物や交通機関のバリアフリーを整備して漸進的に移動の自由を確保するという社会権的な権利保障と、差別禁止法制による即時救済という自由権的な権利保障の両面からのアプローチであるとも考えられる²⁸⁾。

上述のとおりさまざまな課題も残されている。とくに障害者等の便宜法や交通弱者法のさまざまな基準が社会の発展の速度に追いついていないことや、その遅れた基準が障害者差別禁止法の正当な便宜の判断に使用され

28) たとえば、障害者権利条約前文(c)では、「全ての人権及び基本的自由が普遍的であり、不可分のものであり、相互に依存し、かつ、相互に関連を有すること並びに障害者が全ての人権及び基本的自由を差別なしに完全に享有することを保障することが必要であることを再確認し」としている。

우는 것은 큰 문제이다. 정보アクセシビリティについてもウェブ・アクセシビリティなどは取り組みが始まったばかりである。韓国のトリプルトラックアプローチによるアクセシビリティの確保が課題をどのように解決していくのか、今後見守っていく必要がある。

[参考文献]

<日本語文献>

- 川内美彦 2001. 『ユニバーサル・デザイン——バリアフリーへの問いかけ』学芸出版社.
- 崔榮繁 2010. 「韓国の障害者法制——障害者差別禁止法を中心に」小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題』日本貿易振興機構アジア経済研究所: 29-63.
- 2011. 「韓国の障害者差別禁止法制」2011年5月13日 内閣府 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会発表資料 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_4/pdf/s2.pdf 2018年2月20日最終アクセス).
- 内閣府 2016. 『平成28年版障害者白書』内閣府.
- 聴覚障害者制度改革推進中央本部 2013. 『米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策——日本の未来への提言』聴覚障害者制度改革推進中央本部.

<韓国語文献>

- 국토교통부 [国土交通省] 2016. 「제3차 교통약이동편의증진계획 (2017~2021)」 [第3次交通弱者移動便宜増進計画].
- 김철환 [キムチョルファン] 2015. 「장애모델의 다중패러다임에 의거한 “수화언어법안”의 비교연구」 [障害モデルの多重パラダイムによる「手話言語法案」の比較研究] 석사논문 [修士論文] 경기대학교일반대학원 [京義大学一般大学院].
- 국가인권위원회 [国家人權委員會] 2016. 『결정례집 제9집 2016: 인권정책, 침해구제, 차별시정』 [決定例集第9集 2016: 人權政策, 侵害救済, 差別是正].
- 국가인권위원회 [国家人權委員會] 2017. 「2017 장애차별금지법 제정 10주년, 장애법 개정안 수렴 토론회」 자료 [「2017 障害者差別禁止法制定 10周年, 障害者差別禁止法改正案まとめ討論会」資料].
- 문화체육관광부·관계부처합동 [文化体育觀光省·關係部署合同] 2017. 「제1차 한국수어발전기본계획 2018~2022」 [第1次韓國手語發展基本計畫 2018~2022].
- 배용호 [ベユンホ] 2009. 연구자료 [研修資料].
- 2017. 「한국과 일본의 장애인 접근권 정책비교 연구: 편의시설과 이동권을 중심으로」 [韓國と日本の障害者アクセシビリティ政策の比較研究: バリアフリー施設と移動権を中心に] 석사학위논문 [修士論文] 성공회대학교시민사회복지대학원 [聖公會大學市民社會福祉大學院].

- 보건복지부 [保健福祉省] 2016. 『『장애인등 편의법』 하위법령개정 추진』 [『障害者等の便宜法』 下位法令改正推進].
- 2017. 「장애물 없는 생활환경 (Barrier Free) 인증 제도 개요」 [障害物のない生活環境 (バリアフリー) 認証制度の概要].
- 정호균 [チョンホギョン] 2017. 「장애인차별금지법 제정 10주년 진정사건현황 및 분석」 [障害者差別禁止法制定 10周年申立て事件の現況および分析] 『2017 장애인차별금지법 제정 10주년, 장차법 개정안 수렴 토론회』 자료 [『2017 障害者差別禁止法制定 10周年, 障害者差別禁止法改正案まとめ討論会』 資料] 국가인권위원회 [国家人權委員會] : 79-102.
- 한국장애인개발원 [韓國障害者開發院] 2017. 「유니버설디자인 정책 방향 모색을 위한 세미나」 자료 [『ユニバーサルデザイン政策の方向の模索のためのセミナー』 資料].
- 박신원·윤인숙·조영태·이범규·김상운 [パクシンウォン·윤인숙·조영태·이범규·김상운] 2013. 『장애물 없는 생활환경 (Barrier Free) 인증 성과분석』 [障害物のない生活環境 (バリアフリー) 認証 成果分析] 한국토지주택공사 토지주택연구원 [韓國土地住宅公社 土地住宅研究院].

〈英語文献〉

- UN (United Nations) 2014. “Concluding Observations on the Initial Report of the Republic of Korea,” CRPD/C/KOR/CO/1.

〔資料 1-1〕

障害者差別禁止法第18条から第21条の条文は以下のとおりである（邦訳は崔）。

第18条 施設物アクセス・利用の差別禁止

- ①施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ②施設物の所有・管理者は、補助犬及び障害者補助器具等を施設物に持ち込み、利用することを制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ③施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避することにおいて、避難及び退避施設の設置等の正当な便宜の供与を正当な事由なしに拒否してはならない。
- ④第3項を適用することにおいて、その適用を受ける施設物の段階的範囲及び正当な便宜の内容等の必要な事項は、関係法令等に規定した内容を考慮し大統領令で定める。

第19条 移動及び交通手段等における差別禁止

- ①「交通弱者の移動便宜増進法」第2条5項及び6項による交通事業者（以下“交通事業者”という）及び交通行政機関（以下“交通行政機関”という）は、移動及び交通手段等にアクセスし利用することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ②交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、補助犬及び障害者補助器具等の同乗又は搬入及び使用を拒否してはならない。
- ③交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、障害者及び障害者に関係を有する者に、障害又は障害者が同行・同伴した補助犬又は障害者補助器具等を理由に、障害者ではない人より不利な料金制度を適用してはならない。

- ④交通事業者及び交通行政機関は、障害者が移動及び交通手段等を障害者ではない人と同等に利用し、安全で便利に歩行及び移動をすることができるようにするために必要な正当な便宜を供与しなければならない。
- ⑤交通行政機関は、交通事業者が障害者に対しこの法に定めた差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。
- ⑥国家及び地方自治体は、運転免許試験の申請、受験、合格のすべての過程で、正当な事由なしに障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ⑦国家及び地方自治団体は、障害者が運転免許試験のすべての過程を、障害者ではない人と同等に経ることができるように正当な便宜を供与しなければならない。
- ⑧第4項及び第7項を適用することにおいて、その適用対象の段階的範囲及び正当な便宜の内容等必要な事項は大統領令で定める。

第20条 情報アクセスにおける差別禁止

- ①個人・法人・公共機関（以下、この条では“個人等”という）は、障害者が電子情報と非電子情報を利用し、それにアクセスすることにおいて、障害を理由に第4条1項1号及び2号で禁止した差別行為をしてはならない。
- ②障害者関連者として手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内等のために障害者を代理・同行する等、障害者の意思疎通を支援する者に対しては、何人も正当な事由なしに、これらの活動を強制・妨害し、又は不当な処遇をしてはならない。

第21条 情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務

- ①第3条4号及び6号、7号、8号カ目後段及びナ目、11号、18号、19号に規定された行為者、及び、12号、14号から16号までの規定に関連した行為者、第10条1項の使用人及び同条2項の労働組合関係者（行為者が属する機関を含む。以下、この条で“行為者等”という）は、当該行為者等が生産・配布する電子情報及び非電子情報について、障害者が障

害者ではない人と同等にアクセス・利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない。この場合、第3条1項8号カ目後段及びナ目という自然人は、行為者等に含まれない。

- ②公共機関等は、自らが主催又は主管する行事において、障害者の参加及び意思疎通のために必要な手話通訳士・文字通訳士・音声通訳士・補聴機器等、必要な支援をしなければならない。
- ③「放送法」によって放送物を送出する放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第2条5項によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者ではない人と同等に、制作物又はサービスにアクセスしそれを利用することができるよう、字幕、クローズド・キャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならない。
- ④「電気通信事業法」による基幹通信事業者（電話サービスを提供する事業者のみ該当する）は、障害者が障害者ではない人と同等にサービスにアクセスし、それを利用することができるよう、通信設備を利用する中継サービス（映像通話サービス、文字サービス、又は、その他放送通信委員会が定め告示する中継サービスを含む）を確保し、提供しなければならない。
- ⑤次の各号の事業者は、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、利用することができるよう、出版物（電子出版物を含む。以下、この号で同じ）又は映像物を提供するために努めなければならない。ただし、「図書館法」第18条による国立中央図書館は、新たに生産・配布する図書資料を点字、音声又は、拡大文字等で提供しなければならない。
 1. 出版物を定期的に発行する事業者
 2. 映画、ビデオ物等の映像物の制作者及び配給業者
- ⑥第1項に伴う必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲及び必要な手段の具体的な内容と、第2項に伴う必要な支援の具体的な内容及び範囲とその履行等に必要事項は、大統領令で定める。

